

支援学校高校生のスクールバス利用等を求める要望書

2025 年 1 月

(一社)相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会

児童福祉支援/成人福祉支援 70 事業所一同

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄 様

(一社)相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会

代表理事 坂本 桃子

貴職におかれましては、ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より障がい児・者への施策や支援にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

当法人は、障がいのある児童・成人とそのご家族の人権尊重および権利擁護を理念とし、関係事業所と連携して、チームワーク理論に基づいた地域ニーズの開拓や調査、福祉サービスの提供を通じて地域課題の解決に取り組んでおります。この目的を達成するため、相模原市南区内で、児童福祉法および障害者総合支援法に基づく指定福祉事業所が集まり、連携を強化しています。

この度、障がい者の日常生活の支援において、神奈川県全域の支援学校に関する重要な課題を痛感しており、改善が急務であると考えています。つきましては、優先的な改善をお願いしたく、ご対応を求めます。

Ⅰ、要望の事由について

【支援学校は、なぜ、高等部まであるのか】

さて、現在の日本では、義務教育としては中学校までとなっています。しかしながら、中学を卒業して、労働環境や自身の夢や希望のため高校以外の場に身を置くことを率先して選択するひとはゼロ（文科省データ令和2年では98.8%）に近く、障がいを抱えた方であればなおさら高等学校に行き、就労などの準備期間が必要です。中等部卒業段階で、労働するスキルや自己決定と自己解決に関するスキルは備わっていないからです。いわば、高校教育は、本人にとって必要な学びであることを、本人・ご家族はもとより教育者も認識するところです。

【“自主通学”の実態】

しかしながら、特別支援学校では、高等学校になると義務教育ではないため、スクールバスの利用を原則認められません。自主通学（自力登校）が、ご本人にとって、高校生活後のライフステージ移行にとって必要スキルと考えられる故でもあります。

しかし、中学校卒業段階で、十分なスキル習得のためのカリキュラム等がないからこそ、高等学校進学を必要とするにもかかわらず、進学時点において、自主通学スキルを問われることは矛盾と言わざるを得ません。結果として、自主通学訓練という名目の保護者送迎、または、空席があった場合のスクールバス通学となります。空席があれば、と暫定的な措置が取られるというものの、大和市においては、相談支援事業所より、高校生がスクールバスに乗車した実績はないとの情報があります。

【座席が空いていたら乗れます】

だれにも教育を受ける権利があり、選択の自由があるはずであるのに、高等学校進学時、複数の支援学校の選択があるなかで、親御さんたちは「本人が登校できるか」「親が登校に付き添える範囲か」が第一条件となっています。学校説明会を受け、校風が本人に合うか合わないかではなく、通学できるかできないかが、学校選択の最優先条件になります。学校説明会の際、スクールバスに乗車できるか質問すると、「座席が空いていたら乗れます」と回答し、入学前に明瞭になることはありません。ご本人の意思がどこにあるのかは二の次になってしまうのです。

【相模原支援学校高等部の木曜日下校】

前述の現況のなか、令和6年3月、相模原支援学校においては「来年度より、木曜日について、高等部は、原則、帰宅のスクールバスは出せない」と保護者へ通達がありました。この通達は、自主通学できない生徒を持つ親に対し、下校時刻はあらゆる都合をつけてお迎えに来ること、もしくは、放課後等デイサービスの送迎サービスを利用することを絶対条件として突きつけたこととなります。この条件がクリアできないことにより、登校を断念せざるを得ないご家族もいらっしゃるのではないのでしょうか。事実、障がいの特性によりスクールバスに乘車できない、保護者が送迎できないことにより通学ができない学生は存在します。

【合理的配慮の義務と障がい生徒の教育権の保障】

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは「障害者差別禁止法」に禁止されています。

義務教育ではないことを理由に、「自主通学できない人は保護者が送迎してください」「(スクールバスに)空席があったら乗れます」は、合理的配慮を欠いた義務違反ではないのでしょうか？

だれにもある教育を受ける権利、教育環境を選択する自由を保障し支えるのは、社会・行政の責務と考えます。

2、要望の内容

「1. 要望の事由について」に基づき、神奈川県内の全ての支援学校に対し、次の要望を申し上げます。

- ① スクールバス通学を求める支援学校高校生に対し、無条件で利用できるようになることを求めます。相模原支援学校に関しては、木曜日の下校スクールバスの再始動を求めます。
- ② 自主通学を推進するため、保護者の送迎を前提にする前に、優先的な授業カリキュラム（個別指導計画）を立てることを求めます。

以 上

(一社)相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会

〒252-0311 相模原市南区東林間 6-15-8-1F

代表理事 坂本 桃子

本部事務局 村田 薫

要望書窓口 田嶋 史門

【HP】 <https://minamirenkyou.com/>

【mail】 minamirenkyou@yahoo.co.jp